

1 8 川 監 公 第 6 号

平成 1 8 年 4 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西 村 英 二

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象 出資団体

1 かわさき市民放送株式会社

(所管部局 市民局市政広報部広報課)

2 川崎冷蔵株式会社

(所管部局 経済局中央卸売市場北部市場管理課)

3 川崎臨港倉庫株式会社

(所管部局 港湾局港湾振興部企画振興課)

信託の受託者

4 共同受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社(代表受託者)

及び株式会社りそな銀行

信託事業名 新百合ヶ丘駅前市有地に係る土地信託

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

監査の範囲 主として平成１６年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成１８年１月１０日から

平成１８年３月２３日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の対象とした団体の出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また、所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係職員から説明を聴取した。

その結果、改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

## 1 かわさき市民放送株式会社

かわさき市民放送株式会社（以下「かわさき市民放送」という。）は、地域市民生活の向上と文化の発展に寄与するため、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく超短波放送事業、放送番組の制作及び販売、出版及び録音業務、音盤の制作及び販売、映画会・音楽会・講演会等の企画と実施、放送に関する人材の育成のための教育事業及び防災関連用品の企画・販売並びにこれらに関連附帯する事業を行うことを目的として、川崎市と民間企業等との共同出資により平成8年3月8日に設立され、同年7月1日に放送を開始した。

川崎市は、かわさき市民放送の設立に際し、資本金1億4,000万円のうち、55.0%に当たる7,700万円を出資しており、平成8年6月28日には、災害情報等の放送に関する協定をかわさき市民放送と締結している。

また、川崎市は、かわさき市民放送に対して、コミュニティFM広報ラジオ番組の制作及び放送業務等の委託を行っており、平成16年度の委託料は総額7,145万円余となっている。

監査の対象とした事務は、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

### （1）取締役会について

商法（明治32年法律第48号）第260条第4項により、代表取締役及び業務を執行する取締役は、3か月に1回以上、取締役会に業務の執行状況を報告しなければならないとされている。また、かわさき市民放送株式会社取締役会規則第3条により、取締役会を3か月に1回開催するとしている。

しかしながら、平成１６年度は、３か月に１回以上行ふべき業務執行状況に関する報告が５月にしか行われておらず、７月以降は取締役会が開催されることもなかった。取締役会が業務執行の適法性と妥当性について遅滞なく適切な判断を行えるよう、関係法令等に基づく取締役会の適正な運営について指導されたい。

## （２）監査役の選任について

監査役の就任状況について見たところ、監査役２名のうちの１名については、別途税務及び会計に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していた。これは、顧問という立場で指導した事項を、監査役として自らが監査しているということであり、公正性と透明性の観点からも、監査役の選任について検討するよう指導されたい。

なお、指導に当たっては、会社法（平成１７年法律第８６号）の施行に伴う監査役に関する制度改正についても留意されたい。

## （３）契約事務について

放送番組契約等の契約書について見たところ、契約締結日が記載されていないものが散見された。これらの契約書の中には、契約期間の始期が契約締結日と規定されており、契約期間が特定できないものも含まれていた。

契約締結日は、当事者間では締結権限や能力の有無などの基準となり、また、取引自体の真実性を担保する要素ともなることから契約事務を適正に行うよう指導されたい。

なお、かわさき市民放送株式会社経理規程等諸規程には、契約事務を処理するための手続が規定されていないので、契約事務の適正化及び業務の効率化を図る観点から、契約事務に関する規定の整備について検討するよう併せて指導されたい。

#### (4) 資金運用について

平成16年度中における資金の運用状況について見たところ、年間を通して3,500万円から4,600万円の資金が普通預金で管理されていた。

かわさき市民放送では、累積欠損金を抱え厳しい経営が続いていることから、毎月の資金収支の状況を適切に把握し、資金の効率的な運用について検討するよう指導されたい。

## 2 川崎冷蔵株式会社

川崎冷蔵株式会社（以下「川崎冷蔵」という。）は、中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）の開設に伴い、北部市場における貯蔵保管業務の能率的な運営を行うため、冷蔵凍結の業務、氷の製造及び販売並びにこれらに附帯する一切の業務を行うことを目的として、川崎市と民間企業との共同出資により昭和56年4月1日に設立され、翌年7月1日に事業を開始した。

川崎市は、川崎冷蔵の設立に際し、資本金5,000万円のうち、80.0%に当たる4,000万円を出資している。

また、川崎市は、川崎冷蔵に対して、北部市場内の行政財産である冷蔵施設の建物等合計1万5,343㎡を使用させており、平成16年度の年間使用料収入は総額1億530万円余となっている。

監査の対象とした事務は、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### (1) 決算の公告について

決算について、定時株主総会に報告したときは、商法第283条により、遅滞なく貸借対照表又はその要旨の公告をすることとされている。

また、川崎冷蔵株式会社定款第4条により、公告の方法については、日刊紙で行うとしている。

しかしながら、川崎冷蔵においては、定款で規定した公告に代えて、自社のウェブページ上で貸借対照表を公開していた。インターネットにおいて貸借対照表の公開を電磁的公示の方法により行う場合は、商法等の関係法令により、取締役会の決議及びウェブページのアドレスの登記が必要とされているが、これらの手続を行っていなかったため、今後は、決算の公告について規定に基づき適正に行うよう指導されたい。

## (2) 取締役会について

商法第260条第4項により、代表取締役及び業務を執行する取締役は、3か月に1回以上、取締役会に業務の執行状況を報告しなければならないとされている。

しかしながら、平成16年度は、業務執行状況に関する報告が5月及び6月にしか行われておらず、7月以降は取締役会が開催されることもなかった。取締役会が業務執行の適法性と妥当性について遅滞なく適切な判断を行えるよう、関係法令に基づく取締役会の適正な運営について指導されたい。

## (3) 契約に関する規定について

契約事務については、川崎冷蔵株式会社経理規程第24条により、低価額・少量・多種類の場合は、契約書の作成を省略できるとしているが、その具体的な基準については規定されていない。また、契約に際し必要な事項、工事等における発注、履行確認に関する具体的な契約手続などについても、規定されていなかった。

冷蔵庫3号棟の昇降減速機の部品交換等について関係書類を見たところ、業者が誤って、指示したものと別の昇降減速機の部品交換等を

行っていた。これは見積書を徴していたものの、契約書の作成が省略されていたこと、口頭により業者に対して指示していたことなどによるものであった。

今後は、契約事務の適正かつ効率的な執行を確保するため、契約書作成に関する基準を明確にするとともに、履行内容を確認するための書面を作成するなどの改善を図るよう指導されたい。

また、エレベーターの点検契約等の契約書を見たところ、契約当事者の一方が他方にあらかじめ30日前までに書面で解約の通知を行うまで継続するものとして、同一の業者と長期間契約している事例等が見受けられたので、他業者による契約の可能性及び契約金額の妥当性についても検討するよう指導されたい。

### 3 川崎臨港倉庫株式会社

川崎臨港倉庫株式会社（以下「川崎臨港倉庫」という。）は、地元港湾運送業者との円滑な融和を図り、公共性豊かな企業として川崎港の発展に寄与するため、倉庫業及び倉庫等の賃貸業並びにこれらに附帯又は関連する事業を行うことを目的として、川崎市と民間企業との共同出資により昭和35年8月16日に設立され、同月23日に事業を開始した。

川崎市は、川崎臨港倉庫の設立に際し、資本金1億円のうち、50.0%に当たる5,000万円を出資している。

また、川崎市は、川崎臨港倉庫に対して、倉庫用地等として7万6,404.48㎡を使用させており、平成16年度の年間使用料収入は総額1億5,605万円余となっている。

監査の対象とした事務は、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### (1) 決算の公告について

決算について、定時株主総会に報告したときは、商法第283条により、遅滞なく貸借対照表又はその要旨の公告をすることとされている。また、川崎臨港倉庫株式会社定款第4条により、公告の方法については、日刊紙で行うとしている。

しかしながら、川崎臨港倉庫においては、定款で規定した公告に代えて、自社のウェブページ上で貸借対照表の要旨を公開していた。インターネットにおいて貸借対照表の公開を電磁的公示の方法により行う場合は、商法等の関係法令により、取締役会の決議、ウェブページのアドレスの登記及び貸借対照表の全文の公開が必要とされているが、これらの手続を行っていなかったため、今後は、決算の公告について規定に基づき適正に行うよう指導されたい。

#### (2) 経理規程の整備について

川崎臨港倉庫では、服務、給与、文書等の事務処理については規程が整備されているが、経理規程については整備されていない。

株式会社の会計については、企業会計原則（昭和24年企業会計審議会）等により行うものであるが、財産の増減、移動に関する諸取引を適正かつ迅速に処理し、財政状態及び経営成績を明らかにするなど、会計記録の正確性と信頼性の確保及び経営効率の向上を図る必要性があることから、経理規程を整備するよう指導されたい。

### 4 三菱UFJ信託銀行株式会社

川崎市は、川崎市麻生区万福寺1丁目2番1及び2、面積4,200.14㎡の土地について昭和63年4月27日に旧三菱信託銀行株式会社（現三菱U

F J 信託銀行株式会社）及び旧株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）の 2 者を共同受託者として信託契約を締結している。信託の目的は、信託土地の上に地上 8 階地下 4 階建、延床面積 2 万 8,903.03m<sup>2</sup>の賃貸用事務所ビル（新百合トゥエンティワン）を信託財産として建築し、これを賃貸することにより、信託土地と信託建物を管理・運用することであり、信託の期間は、契約締結の日から建物竣工までに要する期間及び建物竣工日（平成 2 年 1 2 月 2 1 日）の翌日から 2 0 年間である。

監査の対象とした事務は、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### （１）資金運用について

信託事務については、信託法（大正 1 1 年法律第 6 2 号）第 2 0 条により、受託者は信託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって処理することを要すとされている。また、土地信託契約書第 2 3 条第 1 項により、受託者は信託財産に属する金銭について、貸付信託、金銭信託、銀行への預金その他の確実かつ有利な方法により運用することができるとしている。

平成 1 6 年度決算報告書の信託財産残高表を見たところ、1 7 年 3 月 3 1 日現在、テナントからの賃貸料や共益費等を収入するため及び運営上必要な費用を支出するために設けられた銀行勘定貸の残高は約 4 億 6,000 万円であり、運用については普通預金の利率（年利 0.001 %）が適用されていた。

しかしながら、この銀行勘定貸残高のうち、預り金返還準備金として別途積み立てて運用する額及び短期的な資金需要に備えるために必要な額を除いた約 2 億 2,000 万円は、普通預金利率を適用する銀行勘定貸以

外での運用が可能である余裕資金と考えられる。

したがって、余裕資金については、受託者において信託法第 20 条及び同契約書第 23 条第 1 項に則り、确实かつ資金の性格を踏まえより有利な方法で運用するよう協議されたい。

## (2) 賃貸料の改定について

賃貸料の設定については、土地信託契約書第 9 条第 3 項により、受託者は、信託不動産の効率的な運用を図るとともに、近傍類似建物の賃貸料その他の賃貸条件を参考として適正な賃貸料の設定に努めなければならないとしている。

しかしながら、平成 16 年度信託建物の賃貸料については、入居テナントから経営状況の悪化を理由とする賃貸料の減額要請を受けた受託者が、この要請に基づき川崎市と協議し減額していた。

今後、賃貸料の改定に際しては、受託者において、同契約書第 9 条第 3 項に則り、賃貸料相場等を考慮した適切な価格維持に努め、収益確保を図るよう協議されたい。